

制度・施策の動向を契機とした住民参加による活動の推進へ ―平成29年度 市町村社協部会の事業―

本会実施の調査（平成29年3月2日付）によると、各市町村社協では、昨今の制度・施策に応じた事業を重点事項に掲げる傾向にあり、特に「介護保険法の改正に伴って配置される生活支援コーディネーターを軸に、住民参加による生活支援サービスの充実を図る」といった回答が数多く見られています。

一方、少子高齢社会の進行や生活困窮等の課題を背景に、昨年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、地域共生社会の実現に向けた「身近な圏域での住民参加による地域課題の解決力強化の体制づくり」「市町村域での総合的相談支援体制整備の全国展開」の二つの方針が示され、関連のモデル事業等も実施（予定）されています。

このように、昨今の制度・施策では、住民参加の地域づくりを主要なキーワードに掲げることが多く、33市町村の社協で構成する市町村社協部会では、これまで社協が軸となり取り組んできた活動を

更に進める契機と捉え、制度・施策への対応を重点に据えて、階層別の協議や情報交換の場の充実、専門性の向上に向けた研修の強化など、平成29年度の事業を展開していきます。

（地域福祉推進担当）

平成29年度 市町村社協部会 主な事業の予定

- 【階層別の協議・検討】
- ①会長会・事務局長会 ※合同開催
幹事会5・2月、全体会6・3月
 - ②常務理事・事務局長会議12月
 - ③職員会幹事会4月14日・8・11・2月
 - ④職員情報交換会5・9・1月
- 【階層別・課題別の研修】
- ①会長会事務局長会合同セミナー
11月
 - ②職員会研修会7・2月
 - ③新任職員研修会4月14日、5月25日、6月16日、7月20日
 - ④経理研修 4月24日、7月11日、10月11日、2月15日

※その他事業も含め、詳細は改めて連絡いたします。

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業のご案内

児童養護施設に入所中もしくは退所した方、里親のもとで生活しているもしくは生活していた方が、地域で自立した生活を営むことができるよう、必要な資金の貸し付けを行います。この制度は、国及び県の補助を受けて、本会が実施する公的な貸付制度です。貸付後、貸付資金の種類により、一定期間就業した場合は、返済が免除されます。詳細は本会までお問い合わせください。

| 資金の種類 | 貸付対象者 | 貸付期間 | 貸付額 |
|----------|---|---|---------------------------------------|
| ①生活支援費 | 県内の児童養護施設等を退所した方又は里親のもと、もしくはファミリーホームで生活しており、保護者等からの経済的支援が見込まれない方で、学校教育法第83条に規定する大学、同法115条に規定する高等専門学校及び同法第124条に規定する専修学校に在学する方。 | 大学等に在学する期間 | 月額 50,000円 |
| ②家賃支援費 | ①の生活支援費の貸付対象者のほか、県内の児童養護施設等を退所した方または里親のもとで生活していた方のうち、保護者等からの経済的支援が見込まれない方で大学等に在学もしくは就職している方。 | 進学者の場合は大学に在学する期間。就職者は退所または里親委託解除後、2年を限度とし就労している期間 | 1か月の家賃相当額（管理費及び共益費を含む）居住地の生活保護住宅補助を限度 |
| ③資格取得支援費 | 児童養護施設等に入所中または里親のもとで生活している方で、就職に必要な資格の取得を希望する方（児童養護施設等を退所または里親等への委託解除後4年以内で大学等に在学する方を含む）。 | | 資格取得費用の実費 250,000円上限 |

本貸付制度に関する問合先 地域福祉推進部生活支援担当 ☎045-311-1426